

令和2年 第1回松田町議会定例会 会議録 (第3日目)

令和2年3月5日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 11人

1 番	—————	2 番	古 谷 星工人	3 番	内 田 晃
4 番	平 野 由里子	5 番	田 代 実	6 番	井 上 栄 一
7 番	南 雲 まさ子	8 番	中 野 博	9 番	飯 田 一
1 0 番	齋 藤 永	1 1 番	寺 嶋 正	1 2 番	大 舘 秀 孝

2. 欠席議員 1人

1 番	唐 澤 一 代
-----	---------

3. 説明のための出席者 14人

町 長	本 山 博 幸	副 町 長	田 代 浩 一
教 育 長	浄 泉 和 幸	—————	—————
参 事 兼 総 務 課 長	小 田 隆	—————	—————
政 策 推 進 課 長	鈴 木 英 幸	定 住 少 子 化 担 当 課 長	佐 藤 浩 一
福 祉 課 長	椎 野 晃 一	子 育 て 健 康 課 長	川 本 博 孝
町 民 課 長	工 藤 義 孝	税 務 課 長	早 野 政 弘
参 事 兼 観 光 経 済 課 長	石 井 久	環 境 上 下 水 道 課 長	依 田 貞 彦
ま ち づ く り 課 長	高 橋 英 雄	教 育 課 長	遠 藤 洋 一

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	竹 内 淳	書 記	加 藤 久 美 子
---------	-------	-----	-----------

5. 議事日程

日程第 1 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて (令和元年度松田町一般会計

補正予算（第7号）

- 日程第 2 議案第 39号 松田町町営住宅基金条例（総務文教常任委員会報告）
- 日程第 3 議案第 1号 松田町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 2号 松田町交通指導隊設置条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 3号 松田町職員定数条例等の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 4号 松田町福田奨学基金条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 5号 松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 6号 松田町地域集会施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 7号 松田町外二ヶ町組合規約の変更について
- 日程第 10 議案第 8号 令和元年度松田町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第 11 議案第 9号 令和元年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 12 議案第 10号 令和元年度松田町上水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 13 議案第 11号 令和元年度松田町寄簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 14 議案第 12号 令和元年度松田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 15 議案第 13号 令和元年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 16 議案第 14号 令和元年度松田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

6. 議会の状況

議 長 皆さん、おはようございます。松田町議会定例会本会議第3日目を迎え、議員各位には定刻までに御参集いただき、御苦労さまです。

この定例会では、感染予防対策のため、傍聴者の方にマスクの着用、くしゃみ、せき、発熱の方の傍聴の御遠慮、入室時の消毒などをお願いしています。議員並びに町長以下職員もマスクの着用を許可しますが、円滑な議事進行のため、発言の際はマスクを外して発言してください。また、議場は閉鎖された場所であり、長時間いることは感染リスクが高まりますので、町長の議案に対する説明などは、今まで以上に的確かつわかりやすく行い、議員各位におかれましても、要点を明確にして質問をして、時間短縮に努めてください。休憩中は窓を開けるなどして換気を行ってください。また、職員が感染した場合の行政

の停滞、町民の不安感の増大など影響を考慮して、町長から委任を受けた課長職の出席については、説明・答弁に支障がない範囲で、必要な人員とします。

会議に先立ち、皆様に御確認をお願いいたします。皆様のお手元に書類を配付してありますが、配付書類は当日配付書類一覧表のとおりであります。配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

報告いたします。唐澤一代議員におかれましては、体調不良のため本定例会を欠席いたしますので、御承知おき願います。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数12名中11名です。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(9時00分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議 長 日程第1「承認第1号専決処分の承認を求めることについて（令和元年度松田町一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 おはようございます。よろしく願い申し上げます。承認第1号専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年度松田町一般会計補正予算（第7号）を別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和2年3月3日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

政策推進課長 それでは、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（令和元年度松田町一般会計補正予算（第7号））について御説明をいたします。

まず、令和元年10月に発生した台風19号に伴う災害復旧対応につきましては、町民生活やその基盤となる道路、水道施設等の整備並びに土砂の撤去作業など、町民の生活環境やインフラ機能の回復について、迅速に整備を進めてまいりました。この台風19号におきまして、甚大な被害を受けた町道寄11号線の災害復旧につきましては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第7条に基づきま

して国の災害査定を行い、災害にかかる事業費の決定を受けたので、早急に復旧工事を行う必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年2月21日、松田町一般会計補正予算（第7号）を専決処分により補正を行いましたので、本定例会に報告をさせていただきます、承認を求めるものでございます。補正予算につきましては、歳入歳出予算の補正、繰越明許費、地方債の補正でございます。

それでは、2ページ目になります。第1表、歳入歳出予算補正でございます。既存の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,540万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億774万2,000円といたします。

次に、3ページでございます。第2表、繰越明許費でございます。款、災害復旧費、項、公共土木施設災害復旧費。現年度災害復旧事業の町道寄11号線災害復旧工事については、令和2年2月に国の災害査定を行い、災害にかかる事業費の決定を受けたことにより、ここで4,000万円を翌年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、4ページでございます。第3表、地方債の変更の補正でございます。起債の目的、災害復旧事業債1,110万円。こちらにつきましては、第6号補正でお認めいただいた設計分でございます。これを2,340万円、今回の寄11号線の工事ほか1,230万円を追加し、変更するものでございます。

それでは、10ページ、11ページの歳入となります。国庫支出金、国庫負担金、災害復旧費国庫負担金の公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金として、町道寄11号線災害復旧事業費につきましては、2,310万6,000円を増額補正するものでございます。今回の国の査定に基づきました負担金でございます。

続きまして、町債につきましては、町道寄11号線復旧災害事業の査定に伴う決定額を受け、1,050万円を補正するものでございます。なお、この1,050万円につきましては、交付税算入95%を見込んでございます。また、さきの補正第5号及び6号におきまして、道路災害復旧事業に70万円。水路等災害復旧事業に110万円。こちらのほうは交付税算入47.5%が起債の許可がおりましたので、ここで台風19号に伴う復旧事業として、少額ではありますが、後年度の交付税算入を見込まれるため、補正をさせていただくものでございます。この町債の

災害復旧債の合計につきましては、2,340万円になります。4ページの地方債の補正の変更後の限度額と同額になるものでございます。

続きまして、12、13ページ、歳出でございます。土木費、道路維持費及び河川費については、歳入の町債、災害復旧事業債に伴う財源補正となります。

次に、災害復旧費、公共土木施設災害復旧費の現年度災害復旧事業、工事請負費、町道寄11号線災害復旧工事につきまして、3,770万円を補正するものでございます。こちらにつきましては、今回の補正額3,770万円に補正第5号の工事費230万円を合わせて4,000万円。これを繰越明許費、同額繰り越すものでございます。

最後に予備費でございます。229万4,000円を減額するものでございます。

続きまして、14ページにつきましては、地方債の前々年度末並びに前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。この調書につきましては、地方自治法施行令第144条により添付するものでございます。

15ページにつきましては、町道寄11号線災害復旧工事の平面図、標準断面図を工事予定箇所説明資料として添付いたしました。

今回の補正につきましては、災害復旧対応といたしまして、2月の21日付で専決処分を行ったものでございます。一日も早い復旧を目指し、迅速に機能回復を進めてまいります。

以上、専決処分の承認を求めることについて、よろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。録音機不調のため、暫時休憩をいたします。

議 長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

これより質疑に入ります。質問のある方はいらっしゃいますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。承認第1号専決処分の承認を求めることについて(令和元年度松田町一般会計補正予算(第7号))について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第2「議案第39号松田町町営住宅基金条例(総務文教常任委員会報告)」を議題といたします。

本案については、総務文教常任委員会の審査報告を求めます。委員長 井上栄一君。

総務文教常任委員長 それでは、委員会報告を朗読させていただきます。令和2年2月10日、松田町議会議長 飯田一殿。総務文教常任委員会委員長 井上栄一。

総務文教常任委員会報告書。本委員会は、12月9日、1月20日及び2月10日に委員6名中全員出席のもとに、役場4階大会議室で委員会を開催し、令和元年第4回議会定例会において付託された議案第39号松田町町営住宅基金条例について慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記。1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。参事兼総務課長、政策推進課長及び担当職員出席のもと、松田町町営住宅基金条例について、条ごとに趣旨等の説明を受け、さらに松田町住宅整備事業における30年間の大規模修繕計画及びシミュレーション等を使用した収入、支出、起債償還金等の説明を受け、条例の実効性を詳細に審査しました。

審査の結果、今後、恒久的な町営住宅事業のため必要な条例と判断しました。

なお、次の項目について強く申し入れをして、原案のとおり賛成することとしました。

(1) 毎年500万円の基金積み立てを予定しているが、毎年度の行政需要に

対する財源を精査し、行政サービスの低下を招かないように積立額を決定すること。

(2) 維持管理費等の中には、本来町負担でなく、入居者や施設管理者が費用負担すべきものが含まれているので精査し、整理して算出すること。

(3) 毎年、年度収支の報告を議会に行うこと。

以上です。

議 長 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりました。

それでは、質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第39号松田町町営住宅基金条例に対する委員長の報告は、可決です。議案第39号松田町町営住宅基金条例は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

議 長 日程第3「議案第1号松田町印鑑条例の一部を改正する条例」。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第1号松田町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和2年3月3日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、所要の改正をしたので提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 それでは、議案第1号松田町印鑑条例の一部を改正する条例につきまして、説明させていただきます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整

備に関する法律の施行に伴い、国が印鑑登録証明事務処理要領で、印鑑の登録を受けることができない者から成年被後見人を削除し、意思能力を有しない者を加える改正を行いました。また、外国人住民のうち、非漢字圏の外国人住民につきましても、印鑑の登録ができることを受け、本町でも同様の措置を講じるため、印鑑条例の所要の改正をする必要が生じたため、提案するものでございます。なお、あわせ文言の改正も行っておりますので、よろしく申し上げます。

詳細につきましては、議案第1号参考資料、松田町印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表にて説明させていただきます。3枚おめくりください。左が改正案、右が現行でございます。第2条登録資格に関する規定でございますが、第2条第1項は文言の整理による改正でございます。第2項第2号で、成年被後見人につきましては、印鑑の登録を受けられないとされておりましたが、今回の改正により、当該成年被後見人御本人が窓口に来庁され、かつ法定代理人が同行している場合に限って、意思能力を有すると判断し、申請が可能となったことにより、成年被後見人を意思能力を有しない者と改めます。

次に、第5条、印鑑の登録に関する規定でございますが、1ページ下段から2ページ目中段の第3号は氏名に関する規定として、前段では文言の整理として住民票の調製方法により、記載と記録の違いの規定でございます。後段では、外国住民のうち非漢字圏の外国住民の場合、住民票の備考欄に記載されている氏名のカタカナ表記、またその一部を組み合わせたもので表された印鑑により登録を受ける場合には、当該カタカナ氏名とするものでございます。

次の第6条、印鑑の登録の拒否に関する規定でございますが、第2項に例外規定として、外国人住民のうち、非漢字圏の外国人住民であっても、住民票の備考欄に記載されている氏名のカタカナ表記またはその一部を組み合わせたもので表された印鑑であれば登録ができるというものを追加するものでございます。

次に、第12条、印鑑登録抹消に関する規定ですが、3ページをごらんください。第5号において、氏名、氏または名に変更があった場合のものとして、旧氏、外国人住民の場合は通称名または氏名のカタカナ表記を含むものとするも

のでございます。

最後に、議案本文の2ページをごらんください。附則でございます。施行期日につきましては公布の日からとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第1号松田町印鑑条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第4「議案第2号松田町交通指導隊設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第2号松田町交通指導隊設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和2年3月3日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、非常勤特別職において任用の厳格化が図られたことに伴い、職の適正化を行うため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。

よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは、議案第2号松田町交通指導隊設置条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

この条例につきましては、地方公務員法また地方自治法の一部改正による法律に基づきまして、非常勤特別職の任用の厳格が図られることになりました。地方公務員法第3条に厳格にその非常勤特別職の位置づけがございますが、それ以外の職については、その適正化を行うために今回条例を改正するものでございます。

それでは、2枚おめくりいただきたいと思います。参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。初めに第3条の定数でございますが、第2項の非常勤という名称を削除いたします。

次に、第10条の報酬を報償とし、旅費を費用弁償に改正いたします。第2項では、報償の金額について、条例の中に規定することといたしまして、別表第1として規定してございます。また第3項につきましては、出勤報償と危険活動報償を別表第2として新たに規定してございます。

次のページ、ごらんいただきたいと思います。これが別表第2になります。本条例の中で規定してまいりたいというふうに考えてございます。

改正本文にお戻りいただきたいと思います。別表第1の年額報償額、別表第2の出勤報償、危険出勤報償の金額につきましては、従前どおりの金額をここに掲載させていただいてございます。

附則でございます。この条例は、令和2年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

10番 齋 藤 この条例の一部を改正する条例はわかるんですけど、一つだけ確認したいことがございます。特別職で今までであった指導隊のもの、これを条例だけが今残っている状態ですけれども、これは指導隊としては特別職という職じゃなくなっていくのか。そのまま報償を得られるボランティア団体ということの位置づけなのか。そこだけ確認させてください。

参事兼総務課長 今回の地方自治法、地方公務員法の改正によりまして、非常勤特別職という職はございませんので、基本的には私人という扱いになります。ですが、町の交通指導隊との関係性という、これまでの関係性を考えますと、位置づけとしては非常勤特別職から外れますが、身分というか補償ですね。金額についての

補償を含めてですね、これまでと同様の活動をしていただくような関係性を持たせたいということで、条例改正をさせていただいたものでございます。

10番 齋藤 わかりました。たくさんのことやっただけで団体だと思しますので、その辺の取り扱いのほうをお願いしたいと思います。終わります。

議 長 ほかにございませんか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本案につきましては、総務文教常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は総務文教常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。

議 長 日程第5「議案第3号松田町職員定数条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第3号松田町職員定数条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和2年3月3日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、新たに一般職の会計年度任用職員制度が創設され、任用、服務規律等の整備が図られるとともに、特別職及び臨時的任用職員の適正な運用に向け、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは、議案第3号松田町職員定数条例等の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

この条例は、会計年度任用職員制度の創設に伴いまして、関係条例の一部改正を一括で行う条例改正でございます。

それでは、それぞれの条例の改正内容について説明をさせていただきますの

で、6枚おめくりいただき、参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思
います。

初めに1ページ、第1条関係でございますが、松田町職員定数条例の一部改
正でございます。第1条の定義です。職員の定義を規定しておりますけれども、
臨時の職員の定義を法改正に基づきまして改正するものでございます。

次に、第2条関係でございます。松田町職員の分限に関する手続及び効果に
関する条例の一部改正でございますが、第3条第1項の「こえない」を「超え
ない」と漢字表記とします。

次のページになります。休職の効果の休職の期間につきましては、会計年度
任用職員に対しましては、3年を超えない範囲内とあるのは、法第22条の2第
2項の規定に基づき、任命権者が定める任期の範囲内に読みかえて適用する規
定を第4項として新たに追加いたします。

次に、第3条関係でございます。松田町職員の懲戒の手続及び効果に関する
条例の一部改正でございますが、第3条の減給の効果の減給額については、パ
ートタイム会計年度任用職員についてはその対象を報酬とし、職員の給与条例
に規定する特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当に相
当する額を除き、報酬から減ずるという規定を追加するものでございます。

次に、第4条関係の職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正でございます。
職員の服務の宣誓につきましては、任命権者の面前において行う規定ござい
ますけれども、会計年度任用職員については、別に定める規定を第2条第2項
として追加するものでございます。

次に、第5条関係でございますが、松田町職員の勤務時間、休暇等に関する
条例の一部改正でございます。第20条非常勤職員の勤務時間、休暇等のですね、
見出し。非常勤職員を会計年度任用職員とし、再任用職員を除く非常勤職員。
ここの非常勤職員には、会計年度任用職員が含まれてございます。の勤務時間
及び休暇等に関し、必要な事項はその職務の性質等を考慮して、規則で定める
規定を追加するものでございます。

次に、第6条関係でございます。松田町職員の育児休業等に関する条例の一
部改正でございます。第2条の育児休暇をすることができない職員の規定にお

きまして、第4号のイ、次条を第2条の3に改正するものですが、引用条項のずれによる改正でございます。

第2条の2、次のページをお願いいたします。これは接続詞の改正で、「に」を「の」に改正するものでございます。第3条2号イにおいて「裁判」を「審判」に改正するものですが、これは総務省の改正に倣い、改正を行うものでございます。

5ページをごらんください。第7条、育児休業をしている職員の期末手当の支給及び第8条、育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整の規定におきまして、会計年度任用職員をそれぞれ除外しております。また、第21条では、部分休業をしている職員の給与の取り扱い。第1項に会計年度任用職員を除く規定を追加し、第2項として会計年度任用職員について、次の6ページをお願いいたします。(1)号にパートタイム会計年度任用職員を、2号にフルタイム会計年度任用職員を規定するものでございます。

次のページをお願いいたします。第7条関係、松田町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正です。第2条の職員の派遣ですが、第2項の各号は、公益法人等へ派遣をできない職員を規定してございますが、第3号において、地方公務員法の改正により、第22条第1項に規定していた条件付採用が第22条として独立した規定となったことにより、第22条第1項を第22条とし、また条件付採用の「付」の字を改めるものでございます。

次に第8条関係でございます。松田町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。第3条の報告事項でございますが、任命権者が報告しなければならない対象となる職員として、法第22条の2第1項、第2項に掲げる職員、フルタイム会計年度任用職員を加えるものでございます。

次のページをお願いいたします。第9条関係でございます。松田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。第1条におきまして、非常勤の特別職を規定してございますが、地方公務員法を根拠としない非常勤特別職を削除するものでございます。19、入居者選考委員。23、松田町交通指導隊員。24、行政協力委員。25、環境美化推進委員。27、青少年指導員。31、学校教育指導員。32、社会教育指導員を削除するものでご

ございます。よって、各号を繰り上げる改正を行います。また、9ページから13ページにかけては、別表第1、別表第2から、同様に削除を行うものでございます。

次に、13ページの第10条関係でございます。松田町職員の給与に関する条例の一部改正でございます。第21条の3、常勤を要しない職員の給与を会計年度任用職員の給与とし、その給料及び報酬については別に条例で定めることといたしました。

次に、13ページの第11条関係でございます。松田町現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正でございます。第3条の2を新設し、会計年度任用の現業職員を追加するものでございます。

14ページをお願いいたします。第12条関係、松田町職員の旅費に関する条例の一部改正でございます。第2条の用語の定義におきまして、この条例における何級の職務という場合、会計年度任用職員は職員給与条例の給料表の1級または2級の職務に位置づける規定を加えるものでございます。

次に、第13条関係、松田町企業職員の給与及び種類及び基準に関する条例の一部改正でございますが、第2条の給与の種類及び基準に、企業職員の給与の種類及び基準について準用する規定について、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定を加えるものとするものでございます。

次に、第14条関係ですが、松田町町営住宅条例の一部改正でございます。この条例に位置づけられていた町営住宅管理人を削除するものでございます。改正条例の説明は以上でございます。

恐れ入りますが、議案の最初のページにお戻りいただき、9ページをごらんいただきたいと思っております。附則になります。この条例は令和2年4月1日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
11番 寺 嶋 第9条関係ですけれどもね、第1条ということで、入居選考委員会から何点か、社会教育指導員まで、これ削るということになります。これは今まで報酬か費

用弁償ということになってましたけれども、この例えば行政協力員とかというのは、今度は会計年度任用職員ということで、私人ということになるような言葉がね、ずっとあると思われま。そうした場合、今までありました報酬とか費用弁償もなくなっちゃうんですか。その辺の関係を2点、お伺いしたいと思います。私人になったところのね、その扱い方と、それから費用弁償とかはどういうふうになるのでしょうかということで、よろしくお願ひします。

参事兼総務課長 お答えさせていただきます。先ほどの交通指導隊の条例と全く同じ考え方でございまして、地方公務員法の非常勤特別職の位置づけにならないものについては、私人という考え方になろうかと思ひます。

それと、今まで報酬ということでお支払いしていた部分につきましては、交通指導隊のほうは条例規定がございましてけれども、行政協力員以下、環境美化推進委員を含めましてですね、ここに出てきます、削除する部分については規則規定でございまして、規則の中で報酬は報償、旅費については費用弁償という形で、これは全く交通指導隊のほうで改正した内容と同じような状況で、規則改正を行っていく予定でございまして。

11番 寺 嶋 また、委員会なので、細部はまた委員会でお聞きします。終わります。

10番 齋 藤 今と関連してはありますが、まず、じゃあ外される人たちはボランティアという認識の中において進めていかれますけど。今言われた、例えば行政協力員さんたちって、かなりな町からのいろいろなものの依頼をされてると思うんですよ。その辺ですね、取り扱いですね。今、規則等でやられるということですけども。規則をつくるには、後ろ盾としては、やっぱり条例が必要なかなとは思ひますけれども。その辺は、例えば、行政協力員さんたちの条例みたいなものを設置するというようなお考えはないんでしょうかね。そういうことをしていかないと、ちょっとモチベーションが下がってしまうと、なかなか町から何でも頼まれて、今、人が少ないですので、すごく大変な作業だったと思うんですよ。その辺の対応も少ししてあげることがいいのかなとは思ひますけど、いかがでしょうか。

参事兼総務課長 お答えさせていただきます。今、現状ですね、行政協力員さんにつきましては、規則規定で現行規則がございまして。その中で位置付けを今まで行ってきた

わけですけれども、その部分が私人という関係…法律上、私人という関係になります。ですので、先ほど申しましたとおり、報酬を報償というような形で、金額はこれまでと同等ですけれども。やはり、町とですね、行政協力員さんというのは関係が深い。一番身近なところでございますし、その関係性はこれまでと全く同じ考え方でおりますので、規則でしっかりと位置付けをさせていただきたいというふうに考えてございます。

10番 齋 藤 それはわかりましたけど、規則というのは、つくったらどこか知らせる部分って町民が見れるんですかね。そういう部分ってありますか。規則というのは、多分、執行者側が条例のもとでつくっていかれるものだと思うんですよ。その辺、町民がどういうふうに認識するのかなとか、そういったこと。ですので、本来なら本当は条例的なものをつくられたほうがベターかなとは思いますが、その辺がない。例えば執行部がかわったと。そしたら、その条例はなくすことができるんですよ。ですので、ある程度、身分保障というようなものでは、やっぱり条例で位置づけるというのが一番いいのかなとは思いますが、いかがなものでしょうか。

参事兼総務課長 まず、町民に知らせるべき部分ということですが、今、規則というのはこれまでもございますので、ホームページ上にですね、町の例規集を確認できるようになってますので、その中で条例・規則は確認はできますので、そこは周知できてるかなというふうに思いますし。今後、位置づけという意味で、身分という部分でいけばですね、これまであります規則の中で、先ほど申しましたように、しっかりと位置づけをさせていただいて、これまでと同様の協力関係は築いていきたいというふうに考えてございますので、先ほど申しましたように、しっかりと規則の中で位置づけをさせていただきたいというふうに思っております。

10番 齋 藤 わかりました。その辺少し考慮しながら…これ付託になるんですよ。その辺を委員さんはちょっと考えながら御検討いただければと思いますので、これで終わります。

議 長 ほかにございますか。

この辺で、質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

お諮りします。ただいま議題となっています本案につきましては、総務文教常任委員会に付託の上、審査することにしたと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は総務文教常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。

議 長 日程第6「議案第4号松田町福田奨学基金条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第4号松田町福田奨学基金条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和2年3月3日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。小学生を対象としている範囲を、中学生まで受給資格を拡充することに伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

教 育 課 長 それでは、議案第4号松田町福田奨学基金条例の一部を改正する条例につきまして、説明をさせていただきます。

この条例は、教育の機会均等を図るため、その世帯の生計を担う者の事故、病気等による経済的な理由で就学が困難となる児童に対し、就学手当を給付し、就学の援助をすることを目的として、福田實氏からの寄附金により奨学基金の設置をしているものでございます。今回、福田實氏からの意向もあり、小学生を対象としている範囲を中学生まで受給資格を拡充することに伴い、条例を改正するものでございます。

それでは、3枚目の参考資料、新旧対照表をおめくりください。右側が現行、左側が改正案になっております。福田奨学基金条例の一部を改正する条例、第1条、設置でございます。対象を中学生まで受給資格を拡充したことに伴い、児童を児童または生徒の保護者に改めるものでございます。

第2条、受給資格でございます。第1条と同様に、児童を児童または生徒に、小学校または特別支援学校の小学部の児童を小学校、特別支援学校の小学部の児童、中学校または特別支援学校の中学部の生徒に改めるものでございます。

第5条、申請でございます。児童または保護者を、児童の保護者または生徒の保護者に同様に文言を改めるものでございます。

1枚お戻りください。改正本文になります。附則、施行期日。この条例は令和2年4月1日から施行する。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第4号松田町福田奨学基金条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第7「議案第5号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第5号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和2年3月3日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が、令和2年4月1日に施行されることにより、国民健康保険税の課税限度額及び保険税軽減所得の見直しに伴い、所要の改正をしたいので提案をするものでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 それでは、議案第5号松田町国民健康保険税の一部を改正する条例につきまして説明させていただきます。

ただいまの町長の提案理由のとおり、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和2年4月1日に施行されることにより、町国民健康保険税条例も所要の改正をする必要があるため、提案するものでございます。

条例の改正の内容といたしましては、基礎課税額の限度額及び国民健康保険税の減額にかかるものでございます。詳細につきましては、議案第5号参考資料新旧対照表にて説明させていただきますので、恐れ入りますが、3枚おめくりください。左が改正案、右が現行でございます。第2条課税額に関する規定でございますが、第2項中、国民健康保険税の基礎課税額にかかる課税限度額を61万円から63万円に、第4項中、介護納付金課税額にかかる課税限度額を16万から17万円に引き上げる改正でございます。

次に、第20条国民健康保険税の減額に関する規定でございますが、1ページおめくりいただき、2ページをごらんください。第1項では、基礎課税額から被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額し、得た額の限度額を第2条第2項と同様に61万円から63万円に、介護納付金課税額から介護納付金課税被保険者にかかる被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額して得た額の限度額を、第2条第4項と同様に16万円から17万円に引き上げる改正でございます。

次の第1項第2号では、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗ずる金額を28万円から28万5,000円に。第1項第3号では、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗ずる金額を51万円から52万円に引き上げる改正でございます。

恐れ入ります。2枚おめくりいただき、改正条例下段をごらんください。附則でございます。施行期日につきましては、第1項で令和2年4月1日から施行としております。第2項では、経過措置として令和2年度以後の年度分について適用をして、令和元年度分までにつきましては従前の例によるものと定めるものでございます。

以上、説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第5号松田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第8「議案第6号松田町地域集会施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第6号松田町地域集会施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。令和2年3月3日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町土佐原公民館の建てかえにより、新しく松田町土佐原地域集会施設を設置するため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

教 育 課 長 それでは、議案第6号について説明をさせていただきます。今回の条例の一部改正につきましては、土佐原地域集会施設が新たに建設されますので、条例に追加するものでございます。

それでは議案第6号、3枚目参考資料をごらんください。新旧対照表になります。松田町地域集会施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、第2条関係です。右側が現行、左側が改正案になっております。最下段、松田町寄弥勒寺多目的集会施設の次に、松田町土佐原地域集会施設、松田町寄2868番地を追加するものでございます。

1枚お戻りください。改正本文になります。第2条の表中に、松田町土佐原地域集会施設、松田町寄2868番地を加えるものでございます。

附則、施行期日。1、この条例は公布の日から施行する。2、この条例の施行の前になされた届け出、申し込み、その他の行為は、この条例による相当規定によりなされたものとみなす。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第6号松田町地域集会施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第9「議案第7号松田町外二ヶ町組合規約の変更について」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第7号松田町外二ヶ町組合規約の変更について。松田町外二ヶ町組合規約を変更することについて、別紙のとおり協議する。令和2年3月3日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。第二東海自動車道の建設事業により、組合所有地が追加買収されたため、松田町外二ヶ町組合規約の変更が必要となり、地方自治法第286条第1項の規定により協議の必要が生じたので、同法第290条の規定により提案するものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは、議案第7号松田町外二ヶ町組合規約の変更についてを説明させていただきます。

変更の理由につきましては、第二東海自動車道の建設事業に当たり、平成25年に松田町、大井町、開成町で所有する土地の売買契約が締結されました。現在、工事が進められているところでございます。その工事中のボーリング調査で断層の異なる状況が確認され、橋梁形式が見直されることに伴い、追加の土地買収が生じ、組合で所有します土地の面積が減少することにより、今回規約の変更が生じたものでございます。追加買収の内容につきましては、現在、建設中の中津川橋の橋梁部分でございまして、面積136.89平方メートル、金額につきまして14万9,210円となります。

それでは、4枚おめくりいただきまして、参考資料1をごらんいただきたいと思っております。表の中段のやや下の下線部分でございまして、松田町松田庶子追平2067番4。現行面積が3,645平方メートルから、今回の減少する面積136.89平方メートルを差し引いた面積が、改正後の3,508平方メートルとなる改正でございまして。登記の財産目録上、単位は整数整理されますので、四捨五入ということで137平方メートルの減少ということになります。

1枚お戻りいただきまして、改正文の3ページでございまして。附則ですが、この規約は許可の日から施行する。許可の日につきましては、構成する町ごとに議会の議決を得た後、神奈川県知事に申請をいたしまして、規約の変更許可を受けることとなりますので、その許可を受けた日から施行となります。

説明は以上でございまして。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

6 番 井 上 1点ですね、お聞かせ願いたいと思っております。地番のですね、松田町松田庶子追平の2067番の4がですね、3,645平米から3,508平米になるということで。今ですね、四捨五入をしてですね、面積が3,508平米になったという説明があったと思いますが、それは登記上の面積がという意味でしょうか。たしか、登記のほうはですね、面積については切り捨てと。平方メートル未満の数字はですね、切り捨てというふうに記憶していますが。その点についてですね、違いと

町 長 議案第8号令和元年度松田町一般会計補正予算（第8号）。令和元年度松田町一般会計補正予算（第8号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億6,572万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億4,201万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）第3条、債務負担行為の廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）第4条 地方債の追加、変更及び廃止は、「第4表 地方債補正」による。

令和2年3月3日提出、松田町長 本山博幸。

よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

政策推進課長 議案第8号令和元年度松田町一般会計補正予算（第8号）について御説明をさせていただきます。

補正予算につきましては、歳入歳出予算の補正、繰越明許費の補正、債務負担行為の補正、地方債の補正でございます。

初めに4ページをお開きください。第2表繰越明許費補正の追加でございます。総務費、総務管理費、町民文化センターE S C O事業に要する経費につきましては、工事箇所にアスベストが発見され、処理の準備、作業及び除去に不測の時間を要するため、1億5,110万3,000円を繰り越すものでございます。

次に民生費、災害救助費、災害救援事業につきましては、台風19号に伴う土佐原地内の住宅応急修理について、住居半壊1棟分の修理等に時間を要するため、59万5,000円を繰り越すものでございます。

農林水産業費、農業費、農業振興対策費に要する経費につきましては、台風19号の被害に伴い、国や県の補助メニュー、被災農業者向けの経営体の育成支

援補助事業をここで活用することに伴い、年度内の完了が見込めないため、100万9,000円を繰り越すものでございます。

続いて土木費、道路橋梁費、道路新設改良事業につきましては、松田小学校入り口付近町道3号線改良整備について、既存の建物等の工作物の解体後に整備を行うため、繰り越しをするものでございます。あわせて補償、補填等についても、工作物解体の完了までに時間を要するため、合わせて8,061万円を繰り越すものでございます。橋梁長寿命化事業につきましては、長寿橋及び沢入橋橋梁長寿命化修繕について、本年度事業を継続し早期完成を図るため、2,184万4,000円を繰り越すものでございます。

最後に教育費 教育総務費、学校ICT推進事業については、町立の小・中学校における情報通信ネットワーク環境施設整備等、国の補助金を活用し、本年度事業を継続し、早期完了を図るため、3,506万4,000円を繰り越すものでございます。

続きまして5ページ、第3表、債務負担行為の補正でございます。松田町川音川パークゴルフ場指定管理委託料につきましては、令和2年度に予定しているパークゴルフ場18ホール化の整備に伴い、ホールの拡充による維持管理、運営方法、利用料等の見直し等を含め、現在の指定管理者との協議の結果、令和2年度につきましては業務委託とし、予算単年度執行とするため、ここで債務負担行為限度額800万円を廃止するものでございます。

続いて6ページでございます。第4表地方債の補正でございます。初めに追加補正といたしまして、学校ICT推進事業に伴う教育施設整備事業債1,400万円を追加補正するものでございます。次に道路整備事業の変更につきましては、主に町道3号線の物件損失補償費が抑えられたことに伴い、限度額を1億1,480万円に変更するものでございます。続いて交通安全施設等整備事業につきましては、新松田駅南口駅前広場整備事業の進捗状況により廃止するものでございます。

それでは12、13ページ、事項別明細書になります。歳入でございます。分担金及び負担金の民生費負担金、保育所運営費負担金、現年度分427万3,000円につきましては、小規模保育施設や民間保育所等ですね、利用実績に伴いまし

て減額補正するものでございます。続いて児童福祉費の負担金の現年度分につきましては、200万6,000円。これは学童保育事業の実績により減額補正するものでございます。

次に国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金、障害者福祉費国庫負担金につきましては、事業の実績から総額146万2,000円を増額補正するものでございます。次に国庫負担金、民生費国庫負担金の児童福祉費国庫負担金、子どものための教育・保育給付費国庫負担金につきましては、保育給付費の実績に伴いまして、366万4,000円を減額補正するものでございます。施設等利用給付負担金については、認可保育園施設給付費の実績に伴いまして12万7,000円を増額補正するものでございます。児童手当国庫負担金につきましては、325万8,000円を実績に伴いまして減額補正するものでございます。

続きまして国庫補助金の総務費国庫補助金、個人番号カード交付事業補助金といたしまして、補助率10分の10事業でございます。カード発行枚数等の増により、43万7,000円を増額補正するものでございます。

続きまして民生費国庫補助金、子ども・子育て支援国庫交付金104万円。こちらにつきましては延長保育事業や利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業の実績により減額補正するものでございます。子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、保育無償化の事務費等の実績に伴いまして103万3,000円減額補正をするものでございます。

続いて衛生費国庫補助金、保健衛生費国庫補助金の感染症予防事業費等国庫補助金につきましては、こちらも利用実績に基づきまして61万5,000円を減額補正するものでございます。

土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金については、橋梁長寿命化修繕事業費の確定に伴う減額や、新松田駅南口駅前広場整備事業、町道5号線の執行が見込めないため、総額3,789万8,000円を減額補正するものでございます。

続いて教育費国庫補助金、公立文教施設整備費補助金の公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金として、1,415万6,000円を増額補正するものでございます。

国庫補助金、商工費国庫補助金、こちらはプレミアム付商品券事業費補助金

については、事業実績に伴いまして925万円を減額補正するものでございます。

続きまして14、15ページになります。農林水産業費の国庫補助金でございます。強い農業担い手づくり総合支援交付金といたしまして72万1,000円につきましては、県の補助金と合わせて10分の10の補助事業でございます。被災農業者向けの補助事業となっております。

続きまして県支出金、県負担金、民生費負担金の障害者福祉費負担金につきましては、国庫負担金と同様に利用実績に伴いまして73万1,000円を増額補正するものでございます。

続きまして県負担金の民生費負担金、子どものための教育・保育給付費負担金34万1,000円、こちらも利用実績に伴いまして増額補正するものでございます。また、子育てのための施設等利用給付負担金については、認可外の保育園施設給付費の実績に伴いまして6万3,000円を増額補正するものでございます。

県支出金、県負担金、民生費負担金、保険基板安定負担金、後期高齢者医療保険基板安定負担金につきましては、金額の確定に伴いまして79万7,000円を減額補正するものでございます。県のほうの児童手当負担金につきましても、実績に伴いまして66万6,000円を減額補正するものでございます。

次に教育費の負担金でございます。子育てのための施設等利用給付費負担金については、各幼稚園預かり保育料の扶助費分等の実績に伴い、17万9,000円を増額補正するものでございます。また、民生費補助金、子ども・子育て支援交付金については、104万円を延長保育事業や利用者支援事業、子育て向けの支援拠点事業の実績に伴いまして、国庫と同額の減額を補正するものでございます。

続きまして、農林水産業費補助金につきましては、被災者農業者向けの経営体育成支援事業費補助金といたしまして、28万8,000円を増額補正するものでございます。

次に繰入金の教育施設整備基金繰入金については、松田小学校整備事業の進捗状況に伴い、8,140万円を減額補正するものでございます。

諸収入、事業収入、町民文化センター事業収入につきましては、本年度の事業実績が困難となったため、事業費600万円を減額補正するものでございます。

16、17ページ、雑入でございます。公立学校情報機器整備費補助金につきましては、10分の10の補助事業となります。歳出で御説明しますが、ICT教育用の備品の備品購入費同額の675万円を増額補正するものでございます。

町債につきましては、土木債、道路整備事業債、3,820万円を減額補正するものでございます。

続いて交通安全施設等の整備事業債につきましては、新松田駅南口駅前の進捗状況により1億1,420万円を減額補正するものでございます。また教育債の教育施設整備事業債につきましては、学校ICTの推進事業によるもので、1,400万円を増額補正するものでございます。

それでは歳出になります。18、19ページでございます。総務費、一般管理費の負担金補助及び交付金でございます。退職者のための県市町村職員退職手当組合負担金といたしまして、1,800万円を増額補正するものでございます。総務費、町民文化センター管理費の自主事業経費につきましては、出演者等の決定や日程調整などを含め、本年度の事業実績が困難となったため、事業費500万円を減額補正するものでございます。

続いて戸籍住民基本台帳費、負担金補助及び交付金でございます。こちら10分の10の補助事業でございます。先ほどの歳入同額43万7,000円を増額補正するものでございます。

次に総務費、選挙費、町議会議員選挙費報酬ほか、事業の執行がなかったため、550万4,000円を減額補正するものでございます。

続きまして20、21ページでございます。民生費でございます。民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、職員給与費、73万3,000円を減額補正するものでございます。こちらは子ども・子育て支援事業費補助金の保育無償化の事務費等の実績に伴うものでございます。社会福祉業務に要する経費の負担金補助及び交付金。町社会福祉協議会補助金につきましては、人事院勧告に伴う職員人件費分18万8,000円を増額補正するものでございます。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、繰出金の国民健康保険事業特別会計繰出金につきましては、財政安定化支援事業分の確定により、47万1,000円を増額補正するものでございます。また介護保険事業特別会計繰出金といたしま

して、18万7,000円を増額補正するものでございます。

次に民生費、社会福祉費、障害者福祉費、扶助費の障害者サービス等給付費、292万5,000円につきましては、事業実績に基づきまして増額補正するものでございます。

償還金利子及び割引料、障害者福祉費国庫負担金返還金といたしまして、前年度分が確定したことに伴い、188万3,000円を増額補正するものでございます。

続きまして児童福祉総務費の学童保育運営事業につきましては、臨時雇用賃金170万円を実績により減額補正するものでございます。

続いて児童福祉費、保育所運営事業につきましては、22、23ページの委託料、小規模保育施設や民間保育施設等の利用実績により、1,813万2,000円を減額補正するものでございます。負担金補助及び交付金につきましては、保育緊急対策事業補助金といたしまして、低年齢児受け入れ対策緊急支援事業費補助金といたしまして、98万円を実績により減額補正するものでございます。保育促進事業の負担金補助及び交付金といたしまして、延長保育促進事業費補助金、104万2,000円を実績により減額補正させていただきます。児童手当につきましては、実績により459万円を減額補正するものでございます。また償還金利子及び割引料の児童手当県費負担金返還金といたしまして3,000円を確定により補正するものでございます。

続きまして衛生費、保健衛生費の予防費、委託料につきましては、母子保健事業の委託料、妊婦健康検査委託料90万円を実績に基づき減額補正するものでございます。感染予防事業の委託料については、風疹抗体検査委託料115万8,000円、利用実績により減額補正させていただきたいと思っております。健康増進事業については、委託料のがん施設検診委託料144万7,000円。こちらは胃がん内視鏡施設健康検診等の実績に基づき減額補正するものでございます。

次に環境対策費でございます。環境美化推進事業、賃金、臨時雇用賃金については、実績に基づきまして247万7,000円を減額補正するものでございます。

農林水産業費、農業費、農業振興費につきましては、先ほどの負担金補助及び交付金、10分の10の補助事業といたしまして、強い農業担い手づくり総合支援補助金、歳入同額の100万9,000円を補正するものでございます。こちらは被

災者農業者向けの経営体育成支援として補助事業として行うものでございます。

24、25ページになります。商工費、商工振興費の地域消費喚起事業、プレミアム付商品券事業運営費補助金については、事業実績により歳入同額の925万円を減額補正するものでございます。

次に土木費、道路橋梁費、道路維持費、委託料でございます。舗装修繕計画策定業務委託料160万円を事業の進捗により減額補正するものでございます。

次に道路新設改良費、委託料でございます。こちらについては1,750万円を減額補正するものでございます。

続きまして工事請負費につきましては3,620万円を増額補正をするものでございます。内訳ですが、町道3号線歩道設置工事につきましては、事業の内容の変更により減額補正をし、家ノ河原線の橋梁新設工事については、落札差金による減額になります。また、町道3号線道路改良事業については、総額として増額補正をし、事業を執行していくものでございます。

公有財産購入費の用地買収費につきましては、359万8,000円を事業の進捗状況に伴い減額補正するものでございます。また補償補填及び賠償金、物件損失補償費につきましても、事業の進捗に伴い6,071万円を減額補正するものでございます。道路橋梁費のですね、橋梁長寿命化事業の工事請負費につきましては、長寿橋、沢入橋の修繕工事について178万5,000円、国費の内示額に伴いまして減額補正するものでございます。

続いて土木費、都市計画費、都市整備事業費の新松田駅南口駅前広場整備事業、町道5号線につきましては、建物、工作物調査委託料として620万円、公有財産購入費6,600万円。また26、27ページの物件損失補償費につきましては8,300万円を事業の進捗状況により減額補正するものでございます。

続きまして土木費の都市計画費の下水道費、下水道事業特別会計繰出金につきましても、下水道使用料の収入実績に伴いまして、1,100万円を減額補正するものでございます。

次にですね、常備消防費でございます。負担金補助及び交付金。こちらは広域消防事務の負担金について、事業の実績に伴いまして140万9,000円を減額補正するものでございます。

続きまして教育費、教育総務費の事務局費の学校ICT推進事業費といたしましては、3,506万4,000円を増額補正するものでございます。国が策定している教育のICT化に向けた環境整備5カ年計画に基づき、いわゆるICT環境整備状況のばらつきを是正し、教育データのデジタル化及び標準化を進めるための地方財政措置が講じられたことに伴いまして、情報通信のネットワーク環境施設整備工事の設計委託や工事費、また児童・生徒への端末整備といたしまして、備品購入としてタブレット150台分、675万円を増額補正するものでございます。

続きまして寄小学校費、学習支援事業につきましては、神奈川県のですね、割り振りにより、支援員が1名増になったことに伴いまして、臨時雇用賃金が79万4,000円減額補正するものでございます。

続いて教育費の松田小学校費の松田小学校整備事業については、設計委託料の進捗状況に伴い、8,140万円を減額補正するものでございます。

続きまして28、29ページの幼稚園費でございます。松田幼稚園費の預かり保育事業及び寄幼稚園の副食費に伴う財源補正でございます。予備費につきましては、3,050万3,000円を増額し、補正後、合計3,771万4,000となります。

続きまして30ページでございます。地方債の前々年度末並びに前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

続きまして31ページにつきましては、工事予定箇所説明資料、町道3号線道路改良工事の平面図と標準断面図。32ページにつきましては町立学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事の位置図を添付させていただきました。

以上、一般会計補正予算（第8号）について御審議よろしくお願ひいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

5 番 田 代 それでは4ページ、第2表、繰越明許費補正のページをお願いします。一番上段になります。2総務費、1総務管理費、町民文化センターESCO事業に要する経費、1億5,110万3,000円。このことについてお尋ねいたします。皆様御存じのように、ESCO事業は特別委員会を設置して10月から事業内容について審査を行っております。この定例会で最終日の13日、日程第37でESCO

事業の委員会報告を行い終了とする予定でございます。このような状況にありますので、この繰越明許、場合によっては報告書の内容に変更が生じることも考えられますので、私は特別委員会の委員長の立場にありますので、町長にお尋ねしたいと思います。E S C O事業が繰越明許費補正されるには、されることは、アスベストが発見され、その処理が5月までかかるということで、工期の延長ということで説明を受けた記憶があります。アスベスト処理に伴う経費増による変更契約はないと、このような考えでよろしいでしょうか。

町長 現在のところ、最終的に金額の調整については、まだ業者のほうから図面等々の内容がですね、最終的には出きれてないので、私としてはですね、ほかの事業を、今いらぬものとかの精査をしてる途中なので、その辺で最終的には増額というようなことにはならないような方向で業者と調整を、今も現状してるというふうに向っていますし、その方向で進めるように、私もそういうふう認識しております。以上です。

5 番 田 代 ぜひそのようにお願いしたいと思います。ここでこの案件については、総務常任委員会付託になると思います。3月9日に審査するんですけども、そのときまでに要するに、今の町長のお答えがどうだったのかね、その辺についてはっきり出していただかないと、私ども3月の13日、最終報告の日に一応報告して終わりになる予定なんです。内容によっては、これをおしまいにできない可能性があります。そういうこともありますので、今現在調整中で、そのまま会期、この13日まで終わるのではなくて、少なくとも3月9日までにはどういった方向で行くのかね。その辺について結論をいただかないと、うちのほうでもずるずるこの委員会をできないんですよ。やはりもうこの半年ぐらいが、10月からね、特別委員会を立ち上げて半年過ぎようとしています。もう本当にこの補正、繰越明許の補正が上がる以外のものは、全て精査が終わって、きょう午後からそれをもう固める、コンプリートしていく予定なんです。そういったこともありますので、また新しいものが入ってきた場合に、私どもとしては11日が最終日かな。(私語あり) 12日。8号は12日だそうです。そうすると間に合わなくなっちゃうか。私ども11日に行いますのでね、それまでに、総務委員会12日だそうなので、11日に行いますので、それまでに方向づけはしっかりし

ていただきたいと思います。それで答えをいただかないと、また3月で終わらなくて、6月になってしまうようになりますので、ぜひお願いいたします。その辺は町長、回答お願いします。

町長 わかりました。方向性ということでのお話なので、その辺はしっかりと、時間ないですけれども、ちょっと詰めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

5 番 田 代 増額補正になるとまたいろんな問題出てきますので、ぜひ町長がお話しされたように予算の範囲内でまとめていただきたいと思います。

それとあと2点目です。23ページをお願いいたします。一番下段です。農業振興費、負担金補助及び交付金、100万9,000円です。強い農業担い手づくり総合支援補助金ということで、これは被災農家に対する支援ということで、国・県で10分の10ということなんですけれども。個人的には台風15号、19号で横芝光町あたりはかなり農業者にダメージは受けてます。イメージ的にはわかるんですけれども、松田町の場合はこの被災農家、どういったものが具体にあるのかと。それが1点です。被災したので虫沢の町道がね、かなり行って、ここで今復旧してるんですけども。農業者の農地がやられたって具体性についてどうなのかと。

それとあとこの補助メニューの内容です。100万9,000円の補助メニューの内容はどういったものがあるのかと。この2点についてお願いします。

参事兼観光経済課長 ただいまの御質問にお答えさせていただきます。こちらのほうのですね、補助金は、農業用施設に対して被害を受けた場合にですね、該当する補助金になりますので、具体的に言いますと、平田農道とですね、中央農道のぶつかった交点のところのですね、御殿場側のところですね、ミカン等のですね、収穫用にモノレール、そのレールがですね、ちょうどですね、全部ですね、土砂、台風19号により崩壊してしまいましたので、その部分をですね、復旧、総延長111メートルをですね、農家の方が復旧されるのに当たりまして、農業用施設ということで、台風19号によりですね、そこが損傷してしまったということに対してですね、補助メニューとして国の補助金といたしましてですね、10分の5、あわせてですね、県のほうが10分の2。それからですね、こ

れでですね、町の負担がございませんで、10分の10という御説明をさせていただいておりますが、事業主負担が10分の3ということですね、事業のほうを実施をさせていただくということで、個別の補助金ではございませんで、よろしく願いいたします。説明につきましては以上です。

5 番 田 代 よく理解できました。これについては1件、モノレール、台風の関係で破損した施設に対する交付金ということで理解しました。ありがとうございます、質問終わります。

議 長 ほかにございますか。

6 番 井 上 1点ですね、21ページの一番下にですね、学童保育運営事業費で170万円の減額ということで。今現在ですね、学校のほうが休校ということで、ここはですね、補正予算編成作業のときにはですね、学校の休校ということは想定し得なかったという部分では理解できます。3月中のですね、学校休校に対するですね、学童保育が休校に対する影響額というのがですね、今わかればですね、お知らせいただきたいと思いますが。

子育て健康課長 現在試算したところ、60万円程度と見込んでございます。

6 番 井 上 わかりました。それ以外はですね、かなり補正のほうで減額等されていますけれども。あとは幼稚園の関係というのは、その辺の影響があるのかどうか。幼稚園費のほうは…あればですね、ちょっとお知らせ願いたいと思います。

教 育 課 長 幼稚園は通常どおりですので、影響はございません。（「わかりました」の声あり）

議 長 ほかにございますか。

1 2 番 大 舘 13ページですね、社会資本整備交付金の3,789万8,000円の減額とですね、歳出の中で17ページのね、新松田駅南口広場整備事業の減額がありますけれども。この事業始まってもう相当年数がたっているんで、毎年毎年のように工事も行われないうことで、その辺、何が原因で、これからの見通しについても含めてね、御説明願います。

まちづくり課長 それでは南口の減額の件につきまして御説明させていただきます。まず今、目標としているのは、工事用地の取得であります。土地を取得することがまず第1目標となっていることで、鋭意努力して交渉を重ねているところでもあり

ます。見込みといたしましては、相手のいることという言い方だけで逃げるわけにもいきませんので、当然少しでも取っかかりがあれば、私どものほうでやっていきたいということで、いろんなところからいろんな形でアプローチをしていってるような状況であります。今後も積極的に用地交渉を推進して行って、早期完成を目指していきたいと思っております。以上です。

12番 大 舘 事情はわからなくはないんですけども、余りにも期間がかかりすぎて。それで来年度予算にも新松田駅周辺整備事業が計上されていますのでね、この例から見たら、新しくやる事業についてもですね、1年、2年でとても解決する問題じゃないと思っておりますけれども、これが悪い前例になっちゃいけないと思うんだよね。もう何年かかってもという話では、全くらちが明かないと思うんです。もう始めてからもう十何年ですよ。12年…14年。少なくとも10年ぐらいの間にね、解決してですね、整備が完了するというような状態でなければですね、国のほうの補助金についても、何やってるんだっていうようなもう、お叱りもあるんじゃないですか。何年たってもいいですよというのはないと思うんだよね。その辺、相手があることだから、確かに苦労はされてると思っておりますけれども。この問題についてはですね、過去にも何回か介入した人がどうのとかかっていう、いろいろなうわさも出ましたけれども、もうそろそろきちっと決着をしなければいけない。次の事業には取っかかれなないと思うんですよ。その辺うでしょう。

まちづくり課長 はい、おっしゃるとおりだと思っております。国の事業、補助金の制度に関しましては、一応ですね、町の考え方を県を通して説明はさせていただいております。年度ごとに返還…返還というか、いただいはいないんですけども、年度ごとに使うことができませんでしたということで、お返しをしているわけがあります。さすがにですね、国のほうでもその回数がふえてくれば、どうなってるのかというところなんです。

あと1点ですね、事業の性質上ですね、限られたところを事業をやっていますので、補助金をいただくと、例えば道路のように延長が長い中での、何年度、何年度、何年度ってできる場合には、ほかの場所の工事を進捗させるというやり方もできるんですけども、あの広場の中での事業になってまして、どうして

もねらったところに行くようなイメージがありますので、なかなかほかに転用ができないってということもあります。そういったことで予算をのせてはカットしてるみたいなイメージになっていきます。どうしても最終段階を今迎えています。用地買収についても75%以上用地も買えてますので、そういったことで皆様方にはですね、毎年その減額をお見せしてですね、やる気があるのかということだと思われま。今後北口の整備も控えております。そういったことも含めて、さらに積極的に事業をしていきたいと思っています。以上です。

12番 大 館 よくわかります。事情もわかりますし、わかるんですけども。交渉についてもね、もうひとむち打って頑張っていたきたいと、そんなふうに思います。よろしくをお願いします。終わり。

議 長 ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本案につきましては、総務文教常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は総務文教常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。

議 長 日程第11「議案第9号令和元年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第9号令和元年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)。令和元年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,753万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億3,630万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月3日提出、松田町長 本山博幸。

よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 それでは説明をさせていただきます。今回の補正につきましては、当初予算に比べ、令和2年1月までの実績及び3月までの見込みから、保険給付費における療養給付費、さらに高額療養費の減少となることによる歳出減額補正、また減額に伴うその財源となる県補助金の保険給付費等交付金の歳入の減額補正、並びに財政安定化支援事業繰入金の額の確定による歳入増額補正でございます。

それでは歳入歳出事項別明細書により説明させていただきます。8ページ、9ページをお開きください。歳入から御説明いたします。款の4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金につきましては、歳出の保険給付費の減額に伴い、補正額5,800万円の減額となりました。款の6繰入金、項1、目1一般会計繰入金につきましては、先ほどの一般会計補正予算（第8号）で御説明いたしました国民健康保険事業特別会計繰出金の確定により、法定の財政安定化支援事業繰入金を増額いたします。年齢構成差による給付費増の一定割合の負担が定められており、法定の財政安定化支援事業繰入金として、当初予算との差額を増額するものでございます。

次のページ、10ページ、11ページをお開きください。歳出について御説明します。款の2保険給付費につきましては、令和2年1月までの実績と及び3月までの見込みから、当初予算に比べ減少となることから、項の1療養諸費、目の1一般被保険者療養給付費につきましては、4,000万円の減額補正。目の2退職被保険者等療養給付費につきましては、700万円を減額補正。項の2高額療養費、目の1一般被保険者高額療養費につきましては、1,000万円を減額補正。目の2退職被保険者等高額療養費につきましては、100万円を減額補正するものでございます。款の9、項の1、目の1予備費につきましては、歳入歳出の差額を計上させていただいております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

- 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
- (「なし」の声あり)
- 質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。
- (「ありません」の声あり)
- 質疑なしと認めます。討論に入ります。
- (「省略」の声あり)
- 討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。
- (「異議なし」の声多数)
- 異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。議案第9号令和元年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。
- 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
- 議 長 日程第12「議案第10号令和元年度松田町上水道事業会計補正予算(第2号)」を議題といたします。
- 町長の提案説明を求めます。
- 町 長 議案第10号令和元年度松田町上水道事業会計補正予算(第2号)。
- (総則)第1条、令和元年度松田町上水道事業会計の補正予算(第2号)は次に定めるところによる。
- (繰越明許費の補正)第2条、繰越明許費の追加は「第2表 繰越明許費補正」による。
- 令和2年3月3日提出、松田町長 本山博幸。
- よろしく願いいたします。
- 議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。
- 環境上下水道課長 それでは御説明させていただきます。裏面をごらんください。第2表、繰越明許費補正でございます。
- 款4資本的支出、項1建設改良費、事業名、神山配水池緊急遮断弁更新工事、金額1,911万6,000円でございます。繰り越しの事由といたしましては、緊急遮断弁設置時に断水を回避する工法の検討に時間を要し、また遮断弁製作に当た

って、台風19号等による水道施設への災害対応により、機械設備の発注等が多くなり、材料等の確保に通常6カ月かかるところ、それ以上日数がかかることが判明し、年度内完成が難しくなったことから、繰り越すものとして御提案申し上げるものでございます。なお、工事自体は令和2年10月ごろ完成を予定しています。

以上です。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。議案第10号令和元年度松田町上水道事業会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第13「議案第11号令和元年度松田町寄簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第11号令和元年度松田町寄簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)。令和元年度松田町寄簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

(繰越明許費)第1条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和2年3月3日提出、松田町長 本山博幸。

よろしく願い申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水課長 それでは2ページをごらんください。第1表繰越明許費でございます。

款1事業費、項1管理費。事業名、寄簡易水道施設更新工事、金額1,686万円でございます。寄簡易水道給水区域に含まれます旧養鶏農場付近の集落の方に、町営水道から水の供給を行うための工事を行うものでございます。具体的には町道寄2-1号線に布設してある町配水管に養鶏農場の送水管を接続し、新設するポンプで水をポンプアップする計画でございます。このポンプの位置の特定について、資料や現地調査により、設置地の高さや給水世帯までの距離を検討しておりましたが、この位置決定が難航しておりました。またポンプの製作に当たって、台風19号による水道施設の災害対応等により、機械設備の発注等が多くなり、通常5カ月程度かかる場所がですね、それ以上の日数がかかることが判明し、年度内完成が難しいことから、繰り越すものとして提案するものでございます。なお、工事自体は令和2年12月末を完成を予定してるところでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。議案第11号令和元年度松田町寄簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第14「議案第12号令和元年度松田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第12号令和元年度松田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

令和元年度松田町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,100万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,365万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月3日提出、松田町長 本山博幸。

よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは御説明させていただきます。今回の補正予算の趣旨でございますが、30年度決算におきまして、下水道事業特別会計の繰越金が、使用料の増加により1,509万2,000円に確定いたしました。よって12月議会で令和元年度の繰越金の予算を確定額と増額とする増税補正をお認めいただきました。この増額により下水道事業の一般財源が増加したことになりましたので、今回の補正は増加した1,100万円分の一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

それでは8ページ、9ページをごらんください。繰入金、一般会計繰入金、目一般会計繰入金でございます。補正前の額1億3,005万、補正額1,100万円、計1億1,905万円でございます。

続きまして10ページをお開きください。歳出でございます。まず予備費でございますが、1,906万9,000円でございます。ここから1,100万円を減額いたしまして、公債費でございます財源内訳のですね、繰入金をですね、一般財源への財源補正をしたものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ござい

ませんか。

6 番 井 上 1点ですね、お伺いします。10ページでですね、公債費のほうについてですね、財源の補正をされたということで。この財源補正としては12月で繰越金の補正をされたことにより、一般財源、予備費の額がふえた。その部分をここで予備費のほうを減らしてですね、その分、繰入金も減額をしているという補正だと思いますが。本来、公債費の財源というのはですね、一般会計からの繰入金によるという形ですがですね、下水道会計の原則ではないかというふうに思います。なぜここでそういう原則からですね、違えて、予備費等の財源であった一般財源を公債費に繰り入れることにしたのか。そうしますと今後ですね、令和2年度以降、やはりそういうふうに財源として余る部分というのは、公債費を減額をするというふうに、そういった下水道会計の公債費における原則をですね、外してしまうのであればですね、それはここでやるのではなく、やはり当初予算なりの中で議会に投げるべきであるというふうに感じますが、いかがでしょうか。

環境上下水道課長 私どもの反省といたしまして、31年度ですね、当初予算の編成に当たりまして、繰越金をですね、いわゆるもう少しですね、当初1,200万円もの増額をするようなですね、当初ですね、予算設定をするのではなくですね、ある程度もう少し繰越金の額をですね、多めに見ていけばですね、このような繰り越しには至らなかったというところが私どもの反省点であるところがございます。でございますので、今後につきましては収入のですね、見込みをしっかりと立てた中で予算編成をしてですね、ある意味大幅なですね、繰越金の増額の補正など今後ないような形でですね、予算執行に努めていきたいというふうに考えております。以上です。

6 番 井 上 繰越金の額がどうかではなく、公債費、下水道会計の公債費に充てる財源としては、一般会計からの繰入金を原則とする、その原則に対してどういうふうに考えるのかということがですね、質問の意味なんですよ。それに対しての今お答えではないと思いますので、再度お願いします。

環境上下水道課長 一般会計からの繰入金につきましては、基本公債費に充てるというのがいわゆる常道だというふうには理解はしておるところでございます。ただ、いわゆ

る使用料の増に伴って、自主財源が増加したというふうなところの中でですね、いわゆる繰入金に対するですね、一般会計からの繰入金を何らかの形で減額、少しでも減額したいというふうなある意味気持ちの中でですね、財源充当を変更したというふうなところがございますので、今後はちょっと原則も考えながらですね、財源補正のやり方についても検討していきたいというふうに考えております。以上です。

6 番 井 上 下水道使用料のことについては聞いてないんですよ。公債費の財源として一般会計の繰入金はですね、充てるというのは、やはり一般会計のほうで交付税制度における下水道の部分をですね、財源として見ることができるというところから、公債費の財源としては一般会計が、それに対しては一般会計から見れば繰り出しをしますよ。下水道はですね、その部分を受けますよと。下水道の使用料等というのは、そこはちょっと公営企業的な部分で、下水道の事業運営に対して本来使うべき話だと思いますし。私はそこはですね、下水道の使用料についてのことは聞いてないんですね。なぜここで町からの一般会計の繰入金をですね、公債費に充てる町からの繰入金を財源とする原則をですね、ここで外してしまったのか。その理由をお聞かせ願いたいということですので、再度お願いします。

環境上下水道課長 申しわけございません。少しちょっとお調べさせていただくお時間いただければと思います。

議 長 休憩してすぐわかりますか。時間的には。

5 番 田 代 今休憩という話あったんですけども、下水道に関しては副町長がね、詳しいんで、ちょっと私流に、前者とは違った角度で質問させていただきます。下水道の使用料、過去2回料金改定してると思います。そのときにいろいろ出た議論が、私はっきり記憶があるんですけども、下水道の整備した金額。それについては下水道の使用料でやりくりできないだろうということで、これについては一般会計から出していくんだよと、それが原則だよっていうのをね、2回議論してるんです。そのときには当然下水道も担当されてたんで、副町長、認識されてると思うんですけど。運営費については、それまで出してしまおうと、下水道の要するに公債費の額を、使用料とかそういったものについて出してし

まうと運営費がやっていけないと。それでなくても安めの下水道使用料でして
るから、少しずつ上げていかなきゃいけないよと、そういう議論をした中で2
度の改定が行われて収益が出るようになったと思います。でもそれでも正式に
はまだ足りないんですよ、その料金の。それを今回公債費のほうに出しちゃ
ったわけでしょう。ちょっと今までの流れとこれは違うんで、この辺に関して
はやはり公債費はね、とても運営費から出していけない、使用料から出して
いけない。こういった悪い前例をつくると、そういうことになってしまいますの
で、その辺も含めてね、前者の質問とはちょっと違うかもしれませんが、
副町長に回答をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

副 町 長 過去のですね、料金の見直しというところの点についてですね、今、田代議
員がおっしゃったとおりでございます。この公債費というところにつきまし
てはですね、当時、非常に大きな金額でございましたので、ここの部分につき
ましてはですね、どうしても一般会計のお力を入れないとやっていけませんと。

当時ですね、雨の管と、要するに雨水管ですよ、雨水管と污水管という部
分がございまして、雨水管についてはですね、この整備費については、これは
一般会計で持ちなさいという法律上の、下水道法のほうでうたっておりますの
で、その分についてはですね、今後もですね、一般会計で面倒を見ていかな
ければならないというふうに考えております。污水管のほうにつきましても
ですね、本来、使用料等々で資本費の回収等していかなければならないんです
が、やはりそれは到底無理な会計運営ですので、当時からですね、一般会計の
ほうで繰り出しをさせていただいてですね、下水道のほうのから見ると、繰り
入れをさせていただいて返していったというのが当時の考えでございます。

今回ですね、確かに井上議員、また田代議員のおっしゃるとおりですね、こ
の部分に戻してしまうといったところがですね、確かに今までのやってきた考
え方、ルールとしてはちょっと外れてしまったかなというところもございま
す。ちょっとこの辺につきましてはですね、私どももそのルールを守らなけれ
ばいけない部分もございました、確かに。やはり一般会計とのバランスの中
でですね、この下水道会計の中に必要…必要なんですけどもね。バラン
スから考えてやはり、一旦は一般会計のほうにお返ししなければならない
部分もあるだろう

というようなところから考えたんですが、ちょっとルールからはですね、外れてしまったというところについてはですね、私どものほうもちょっと反省をしなければならない部分かなというふうに思います。ただ、考え方としましてはですね、田代議員がおっしゃったように、公債費についてはもう一般会計の繰出金をそのまま充当していくというところについてはですね、再認識をさせていただくとともにですね、このルールというのとはですね、今後も守っていかなければならないかなというふうに考えています。以上です。

5 番 田 代 議長に暫時休憩を要望します。

議 長 暫時休憩します。 (11時27分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。 (11時50分)

副 町 長 すいません、大変お時間をお借りしまして、申しわけございません。先ほどちょっと私の説明が不足しておりましたので、ちょっと私のほうからもう一度説明させていただきます。一般会計からの繰入金といたしまして、基本的に大きく法定内繰り入れと法定外繰り入れというのがございます。法定内繰り入れという部分では、先ほどちょっと私が説明させていただきましたが、雨水管とかですね、あとは率があります。全体の事業費に対して何%繰り入れてもいいよというルールがございます。その部分については法定内という部分で、一般会計より繰り入れをさせていただいて、言うなれば公債費を返させていたでいてるという。法定外についてはですね、本来使用料をもって賄っていかなければならないというところですが、なかなかやはり使用料の部分が十分な金額ではまだ達してないという中から、法定外についても今まではですね、一般会計の繰出金をさせていただいて対応していたというところがございます。

今回ですね、先ほど課長のほうの説明から言いましたように、使用料が見直しをした結果、増額になったという部分で、法定外の部分を使用料で賄えられたということで、今回法定外の部分についてはですね、1,100万円を一般会計のほうにお返しするというような形でこの補正を見させていただいてます。ですから基本的にはですね、法定内については引き続きですね、一般会計のほうから繰り出しをしていただくというような形は今までどおりとらせていただきたいなというふうに。ただ、これに伴いまして、まだまだ使用料という部分につ

いてはですね、見直しが必要になってくるかなというふうに思っております。
以上でございます。

5 番 田 代 御回答ありがとうございます。今副町長が最後に、締め言葉が、法定外繰り入れ、ある程度利益が出たら一般会計のほうに戻していきたいという表現と、あともう一方で、やはり値上げ、何年かに一遍やっていかなければいけないと、そういうことも含んでるということですね。ちょっと歯切れが悪く、半々の表現だったというふうに感じております。数年前に産業厚生常任委員会でこの下水道料金の改定をするときに、都市部ですね、小田原市だとか市はもうしっかりした、ぎんがりやってますので、使用料がしっかりこれから償還できていく。何かあったときにも大丈夫な会計にしていくと。一方、郡部のは少し低く抑えて、そこまで料金が行ってないんですよ。ですから正式、これからそのときに出たのが、使用料もまた数年後に改定していかなきゃいけないという含みを残してましたのでね、それが今度町民からすると、また値上げかよということもありますのでね。今回の法定繰り入れは、それは例外的な措置として私はわかります。理解します。ただ、これが今後も、使用料が出たらもう全部一般会計に吸い上げていくのではなくて、やはり健全な、下水道会計を目指した場合には、やはり繰越金、留保金が必要だと思います。その辺も含んだ中で運営をお願いします。これは最後は要望でございます。終わります。

6 番 井 上 副町長の説明はわかりました。でですね、担当のほうにちょっとお聞きしたいんですけども。その場合に雨水管に対するですね、公債費の部分はですね、いいよという話ですけども、その部分の公債費の元利償還金がわかりましたらお知らせ願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

環境上下水道課長 すいません、今ちょっと資料のほうを整理しておりますので、お時間いただければと思います。すいません。

6 番 井 上 松田町ですね、中でほとんどが污水管で、雨水管というのはほんとわずかだと思います。だからその中でですね、今回1,100万の財源補正をしているんですね、それがそれを超えているのかね。雨水管に対する元利償還金とのですね、対比が幾らなのかということを知りたいと思いましたので、それに対してですね、わかればということで今質問をしているわけですけども。わからなけれ

ばですね、後ほどお知らせ願いたいと思います。

議 長 ほかにございますか。

環境上下水道課長 すいません、ちょっと手元の資料の中ではですね、すぐ汚水のための償還金の内訳がございませんので、もしお許しいただけるのであればお調べしてですね、後日ですね、改めてお知らせしたいなというふうに思っております。以上です。

議 長 よろしいでしょうか、それで。はい。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し採決を行います。議案第12号令和元年度松田町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

議 長 お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって本日はこれで延会することに決定しました。なお、あす午前9時より本会議を開きますので、定刻までに御参集くださるようお願いいたします。またこの後、町民文化センターE S C O事業調査特別委員会を予定しております。委員長の指示に従って御参集ください。

本日は御苦労さまでした。

(11時58分)